

## 鳥取市議会告示第1号

鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

鳥取市議会議長 西村 紳一郎

### 鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まる  
その静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号  
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、

本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、

当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
  - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
  - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
    - ア 執行機関の職員又は当該職員であつた者
    - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
  - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第

1 項の規定による公表に係る条例第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第 9 条 条例第 1 9 条第 1 項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第 1 0 条 条例第 1 9 条第 2 項、第 2 8 条第 3 項、第 3 2 条第 2 項又は第 3 9 条第 2 項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第 1 9 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が  
適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第28条第4項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示決定通知書等）

第12条 条例第24条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）



(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書  
(様式第3号)

2 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第5号)とする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第6号)とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書(条例第27条第1項用)(様式第7号)により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書(条例第27条第2項用)(様式第8号)とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第9号)とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第10号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生したものの聴取又は視聴
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- (3) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- (4) 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (5) 前各号に掲げる方法により難しいときは、議長が適当と認める方法

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第4項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第11号）により行うものとする。

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第4項の規定による申出は、することを要しない。

（閲覧の方法等）

第18条 条例第24条第1項の規定による開示決定に基づき行政文書を閲覧する者は、当該行政文書の原本を改変し、汚損し、又は破損してはならない。

2 議長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、行政文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（写しの交付等）

第19条 条例第28条第1項の規定による写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

2 条例第30条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に

定めるところによる。

3 前項に定める費用は、全額前納とする。

4 条例第30条第3項の規定による費用の減額又は免除をすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号の規定により、扶助を受けている者

(2) 天災等により無収入になった者

(3) その他議長が特に必要と認めた者

5 前項の規定により費用の減額又は免除を受けようとする者は、条例第19条第1項の規定による書面と合わせて開示費用の減額（免除）申請書（様式第12号）及び前項各号のいずれかに該当することを証明する書類を提出するものとする。

6 保有個人情報の写しの交付を行う議長は、前項の規定による申請書を受理し、第4項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、開示費用の減額（免除）決定通知書（様式第13号）により通知し、認められない場合は、開示費用を減額（免除）しない旨の決定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（訂正請求書）

第20条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第15号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第21条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第16号）とする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第17号）とする。

（訂正決定等期間延長通知書）

第22条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第18号）とする。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第23条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第19号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第24条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第20号)とする。

(利用停止請求書)

第25条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第21号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第22号)とする。

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第23号)とする。

(利用停止決定等期間延長通知書)

第27条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第24号)とする。

(利用停止決定等期間特例延長通知書)

第28条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第25号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第29条 条例第45条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第26号)により行うものとする。

(施行の状況の公表)

第30条 条例第51条の規定による施行の状況の公表は、毎年8月初日までに市広報紙に掲載することにより行うものとする。

2 前項の規定による公表は、前年度分の保有個人情報の開示等について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求件数
  - (2) 保有個人情報の開示等、訂正等及び利用停止等の請求に対する決定状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか議長が必要と認める事項
- (委任)

第31条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年鳥取市議会告示第1号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第19条関係）

区分	行政文書の種類	写しの作成の方法		費用の額
写しの作成に要する費用	文書又は図画	議会に備え付けた複写機による複写	日本産業規格A	モノクローム 用紙1枚につき10円
			列3番以下の大きさのもの	カラー 用紙1枚につき50円
				日本産業規格A 列3番を超える大きさのもの
		光ディスクへの複写	CD-R	1枚につき70円
			DVD-R	1枚につき100円
		外部委託	作成に要した実費の額	
	電磁的記録	議会に備え付けた機械的装置による用紙への出力	日本産業規格A	モノクローム 用紙1枚につき10円
				列3番以下の大きさのもの
			日本産業規格A 列3番を超える大きさのもの	
				光ディスクへの複写
DVD-R		1枚につき100円		
外部委託		作成に要した実費の額		
写しの送付に要する費用				送付に要する実費の額

備考 文書又は図画を両面に複写した用紙及び電磁的記録を両面に出力した用紙は、2枚として計算する。

様式第1号（第9条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

鳥取市議会議長 様

郵便番号 ー

住所又は居所  
(請求者)

氏 名

電話番号 ( ) ー

鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

請求する保有個人情報の具体的な内容		
開示の方法 (ア又はイに丸印を付けてください。)	ア 窓口における開示の実施を希望する <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R又はDVD-R) <input type="checkbox"/> その他 ( ) イ 写しの送付を希望する ( <input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R又はDVD-R)	
開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
	本人の電話番号	( ) ー
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
法定代理人請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
任意代理人請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

(注) 各欄に必要事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。

※以下は記入しないでください。

備考		収受印
----	--	-----

様式第2号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

様

鳥取市議会議長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第24条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
請求のあった保有個人情報の利用目的	
開示の方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 （ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 日時 年 月 日（ ） 午前 午後 時 分 場所 <input type="checkbox"/> 写しの送付 <input type="checkbox"/> この通知書に添付した保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出してください。なお、窓口における開示の実施を希望する場合は、当該申出書に開示の実施を希望する日を記入してください。
写しの作成及び送付に要する費用等	写しの作成に要する費用 円 （内訳 ） 送付に要する費用 円 送付の準備に要する日数 日
備考	
(注) 1 保有個人情報の開示を受けるときは、この通知書を提示するとともに、請求者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）を提示又は提出してください。 2 法定代理人又は任意代理人が開示を受けるときは、その資格を証明する書類（戸籍謄本、委任状等）を提示又は提出してください。 3 指定された日時に来庁できない場合は、開示窓口にご連絡してください。 （開示窓口）	



様式第3号（第12条関係）

第 年 月 日 号

保有個人情報部分開示決定通知書

様

鳥取市議会議長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第24条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
請求のあった保有個人情報の利用目的	
開示の方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 （ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 日時 年 月 日（ ） 午前 時 分 午後 時 分 場所 <input type="checkbox"/> 写しの送付 <input type="checkbox"/> この通知書に添付した保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出してください。なお、窓口における開示の実施を希望する場合は、当該申出書に開示の実施を希望する日を記入してください。
写しの作成及び送付に要する費用等	写しの作成に要する費用 円 （内訳 ） 送付に要する費用 円 送付の準備に要する日数 日
開示しない部分及び理由	（開示しない部分） （開示しない理由）
備考	
（注） 1 保有個人情報の開示を受けるときは、この通知書を提示するとともに、請求者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）を提示してください。 2 法定代理人又は任意代理人が開示を受けるときは、その資格を証明する書類（戸籍謄本、委任状等）を提示又は提出してください。 3 指定された日時に来庁できない場合は、開示窓口に連絡してください。 （開示窓口）	

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は議長となります。）、提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第4号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

保有個人情報不開示決定通知書

様

鳥取市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
開示しない理由	
備考	

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は議長となります。）、提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第5号（第13条関係）

第 年 月 日  
号

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

様

鳥取市議会議長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
条例第25条第1項の規定による決定期間	年 月 日( )から ( 日間) 年 月 日( )まで
延長後の決定期間	年 月 日( )から ( 日間) 年 月 日( )まで
延長の理由	
備考	

様式第6号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

様

鳥取市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期間の特例）を適用する理由	
開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
備考	

様式第7号（第15条関係）

第 年 月 日 号

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（条例第27条第1項用）

（第三者利害関係人） 様

鳥取市議会議長



（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定に基づき、意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

請求のあった保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	電話番号（ ）－
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

様式第8号（第15条関係）

第 年 月 日  
号

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（条例第27条第2項用）

（第三者利害関係人） 様

鳥取市議会議長



（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定に基づき、意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

請求のあった保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	電話番号 ( ) -
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

様式第9号（第15条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

鳥取市議会議長 様

郵便番号 ー  
住所又は居所  
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)  
氏名又は名称  
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)  
電話番号 ( ) ー

年 月 日付け第 号で照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

請求のあつた保有個人情報の内容	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分  (2) 支障（不利益）の具体的理由
備考	

(注) 各欄に必要事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。

様式第10号（第15条関係）

第 年 月 日  
号 日

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

様

鳥取市議会議長



年 月 日付けで保有個人情報の開示決定等に関する意見書の提出があった（あなた・貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたので、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第27条第3項の規定により通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定した日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は議長となります。）、提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



様式第11号（第17条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

鳥取市議会議長 様

郵便番号 ー  
住所又は居所  
氏 名  
電話番号 ( ) ー

年 月 日付け第 号で開示決定のあった保有個人情報の開示の実施方法等について、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第28条第4項の規定により、次のとおり申し出ます。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の実施方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 1 実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( ) <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) 2 実施を希望する日 年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 <input type="checkbox"/> 写しの送付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )

(注) 各欄に必要事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。

様式第12号（第19条関係）

年 月 日

開示費用の減額（免除）申請書

鳥取市議会議長 様

郵便番号 ー  
住所又は居所  
氏 名  
電話番号 ( ) ー

鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年鳥取市議会告示第1号）第19条第5項の規定に基づき、下記のとおり、保有個人情報の写しの交付に係る費用の減額（免除）を申請します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の内容  
（開示請求書の日付 年 月 日）
- 2 減額（免除）を求める理由
  - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、写しの交付に係る費用を納付する資力がないため。
  - (2) 天災等により無収入になったため。
  - (3) その他

（注）(1)、(2) 又は(3)のいずれかに○印を付してください。

※(1)に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

※(2)又は(3)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

様式第13号（第19条関係）

年 月 日

開示費用の減額（免除）決定通知書

様

鳥取市議会議長



鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年鳥取市議会告示第1号）第19条第6項の規定に基づき、下記のとおり、保有個人情報の写しの交付に係る費用を減額（免除）することに決定したので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の内容  
（開示決定通知書の日付及び文書番号 )
- 2 減額（免除）前の費用の額 円
- 3 減額（免除）の額 円
- 4 減額（免除）後の費用の額 円

様式第14号（第19条関係）

年 月 日

開示費用を減額（免除）しない旨の決定通知書

様

鳥取市議会議長



鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年鳥取市議会告示第1号）第19条第6項の規定に基づき、下記のとおり、保有個人情報の写しの交付に係る費用を減額（免除）しないことに決定したので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の内容  
（開示決定通知書の日付及び文書番号 )
- 2 減額（免除）としない理由

様式第15号（第20条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

鳥取市議会議長

様

郵便番号 ー

住所又は居所

(請求者)

氏 名

電話番号 ( ) ー

鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付及び文書番号 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
請求する趣旨及び理由		
開 示 請 求 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
	本人の電話番号	
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他( )	
法定代理人請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )	
任意代理人請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )	

(注) 各欄に必要事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。

※以下は記入しないでください。

備 考		収受印
-----	--	-----

様式第16号（第21条関係）

第 号  
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

様

鳥取市議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
請求の趣旨	
訂正の内容	
訂正の理由	
備考	

様式第17号（第21条関係）

第 年 月 日 号

保有個人情報不訂正決定通知書

様

鳥取市議会議長



年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第34条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことに決定しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
備考	

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は議長となります。）、提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第18号（第22条関係）

第 年 月 日 号

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

様

鳥取市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
条例第35条第1項の規定による決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで ( 日間)
延長後の決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで ( 日間)
延長の理由	
備考	



様式第19号（第23条関係）

第 号  
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

様

鳥取市議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
条例第36条第1項の規定（訂正決定等の期間の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日（ ）
備考	

様式第20号（第24条関係）

第 号  
年 月 日

様

鳥取市議会議長

印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第33条の規定により、次のとおり訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
備考	

様式第21号（第25条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

鳥取市議会議長

様

郵便番号 ー

住所又は居所

(請求者)

氏 名

電話番号 ( ) ー

鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付及び文書番号 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
請求する趣旨及び理由		
開 示 請 求 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
	本人の電話番号	
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他( )	
法定代理人請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )	
任意代理人請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )	

(注) 各欄に必要事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。

※以下は記入しないでください。

備 考		収受印
-----	--	-----

様式第22号（第26条関係）

第 号  
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

様

鳥取市議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
請求の趣旨	
利用停止の内容	
利用停止の理由	
備考	

様式第23号（第26条関係）

第 年 月 日 号

保有個人情報利用不停止決定通知書

様

鳥取市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）第41条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
備考	

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は議長となります。）、提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第24号（第27条関係）

第 年 月 日 号

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

様

鳥取市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年鳥取市条例第14号)第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
条例第42条第1項の規定による決定期間	年 月 日 ( ) から ( 日間) 年 月 日 ( ) まで
延長後の決定期間	年 月 日 ( ) から ( 日間) 年 月 日 ( ) まで
延長の理由	
備考	

様式第25号（第28条関係）

第 号  
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

様

鳥取市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年鳥取市条例第14号)第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	
条例第43条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日（ ）
備考	

様式第26号（第29条関係）

第 号  
年 月 日

審査会諮問通知書

（審査請求人等） 様

鳥取市議会議長

印

年 月 日の審査請求については、次のとおり鳥取市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第号）第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
備 考	